

鏡島東地区住居表示 整備事業

岐阜市市民課住居表示係
TEL : 058-214-2853

本日の内容

- ▶ 1 住居表示とは？
- ▶ 2 住居表示検討区域について
- ▶ 3 住居表示の目的
- ▶ 4 住居表示における住所の表し方
- ▶ 5 住居表示実施決定後の流れ

1 住居表示とは？

住居表示整備事業についての概要

住居表示整備事業とは

「分かりやすく、訪ねやすいまちづくり」

のために実施する事業

[住所を言われたら位置が分かる]

- ▶ 訪問客にとって訪問しやすい
- ▶ 緊急車両や、災害時にもすぐに住所が分かる・教えられる

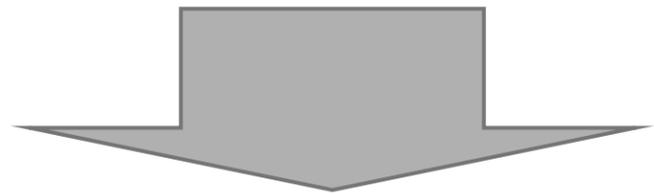


**どんな時でも誰にとっても
分かりやすい住所へ**

住居表示による住所の表記の変化について

今までのご住所

- ▶ 4桁 + 2桁住所（鏡島〇〇〇〇番地□□）
など桁数が大きく、場所に法則性がない

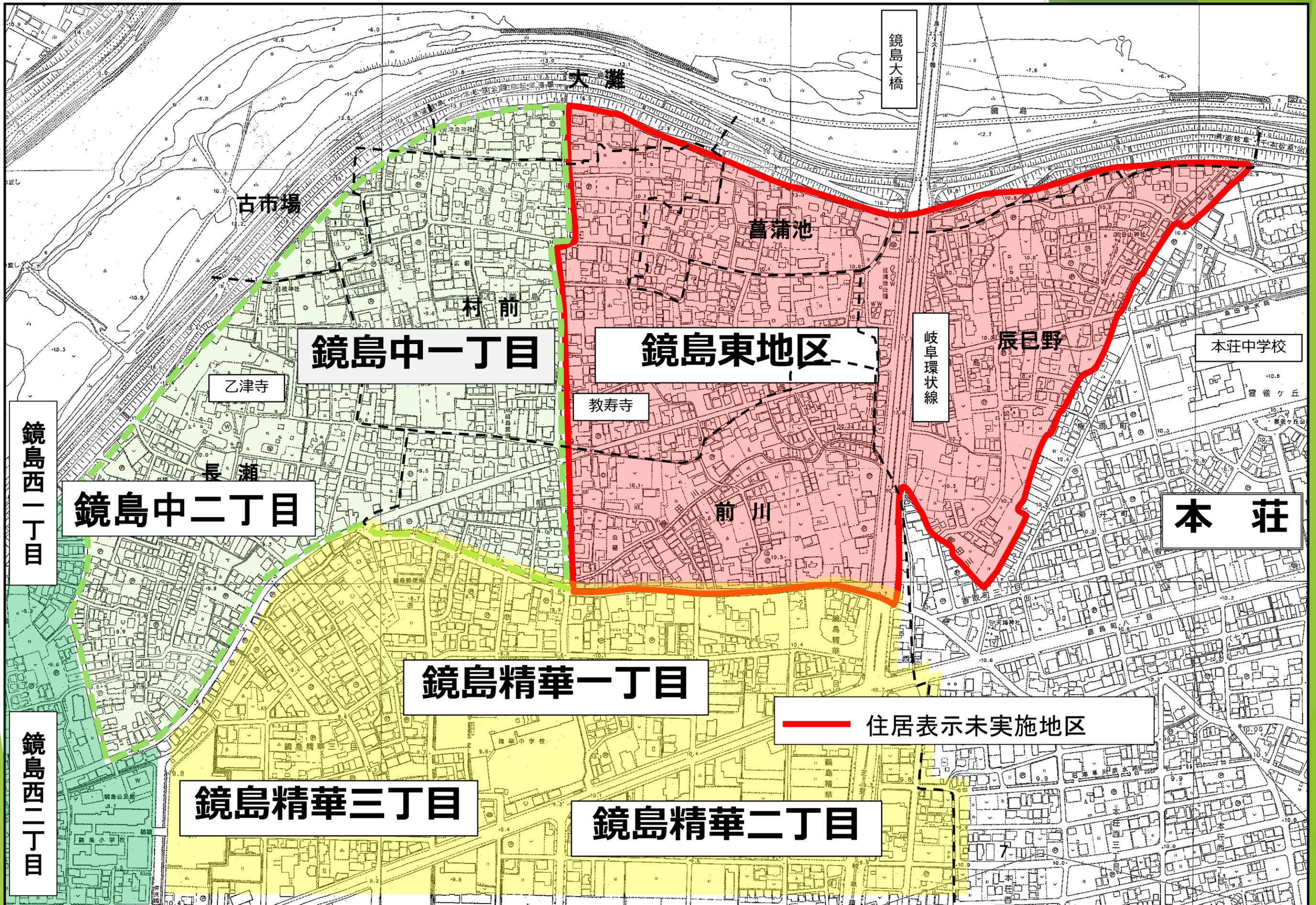


住居表示をすると

(仮称)鏡島東〇丁目△番□号（〇△□は数字）
「町名」と「番」と「号」で表す端的な
住所になる
（△と□の部分に関しては多くて2桁）

2 住居表示検討区域について

区域の設定理由や区域概要



住居表示提案区域について

▶ 区域内概略

面積：約 3 2 0 , 0 0 0 m²

世帯：約 1 0 0 0 世帯

人口：約 2 1 0 0 人

鏡島地域の住居表示事情

- ▶ 鏡島精華 1～3丁目・・・・平成10年2月9日
- ▶ 鏡島南 1～4丁目・・・・平成18年2月20日
- ▶ 鏡島西 1～3丁目・・・・平成21年2月2日
- ▶ 鏡島中 1～2丁目・・・・平成27年2月2日

区域設定の根拠法令

- ▶ 町の境界は、道路、鉄道、若しくは軌道の線路、その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定める

- ・ 街区方式による住居表示の実施基準 昭和38年7月30日
自治省告示第117号
- ・ 岐阜市住居表示実施基準 昭和48年10月17日決裁

- ▶ 町の規模は、おおむね次の基準により定める

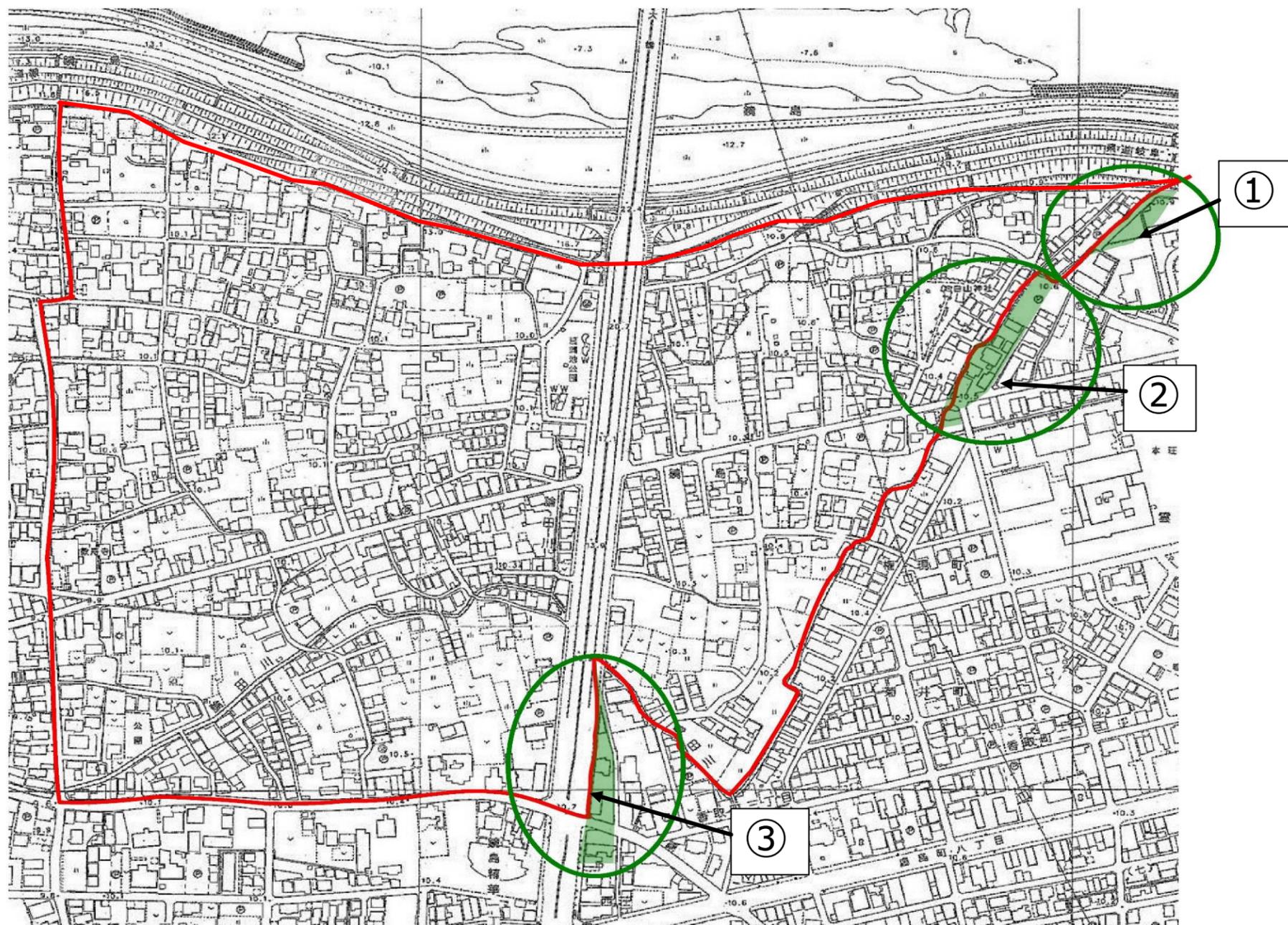
住居地域 30,000m²~120,000m²

- ・ 岐阜市住居表示実施基準 昭和48年10月17日決裁

※未実施区域の面積 約320,000m²

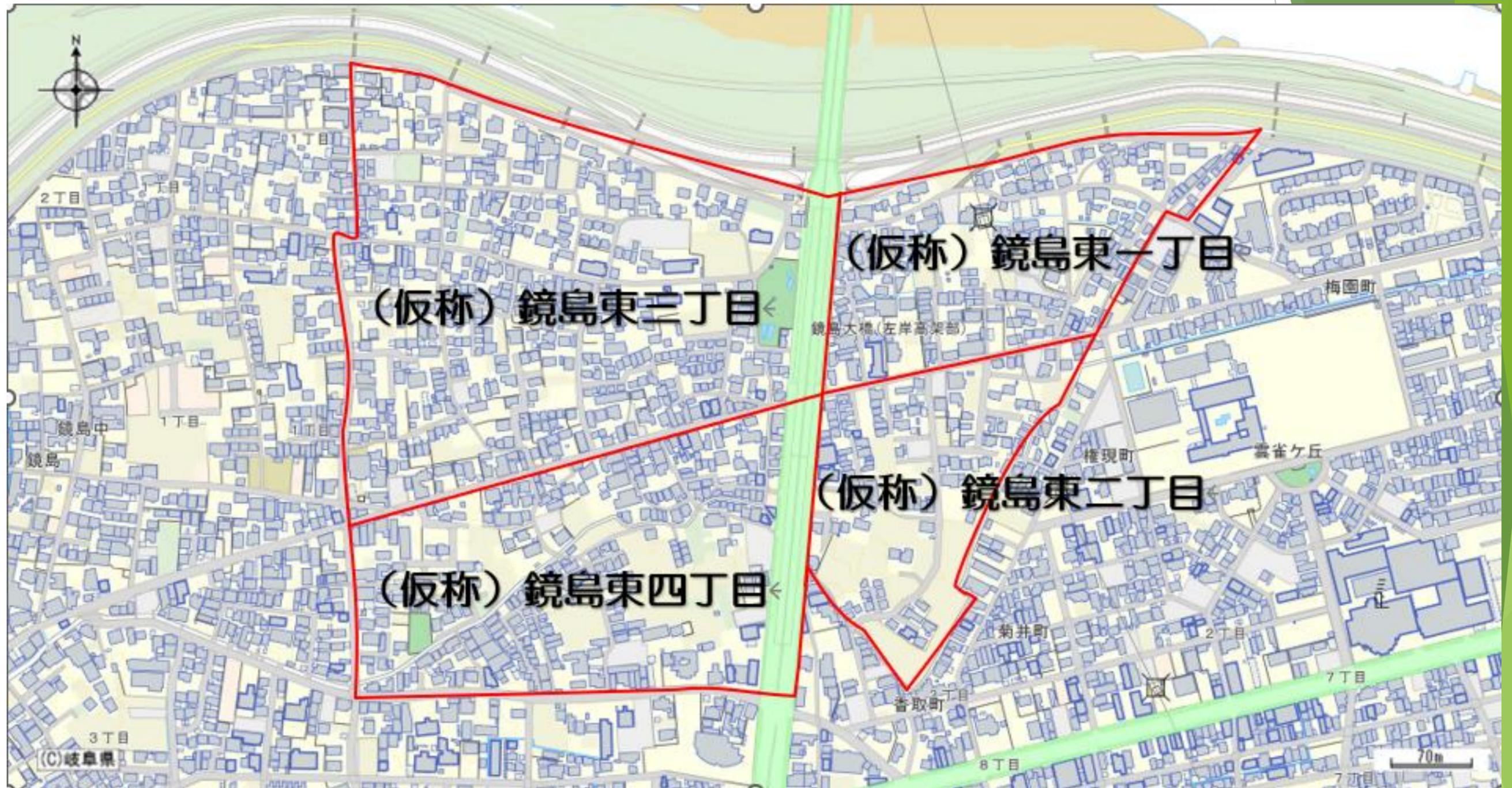
(環状線以西 約220,000m²、環状線以东 約100,000m²)

住居表示実施予定区域 (提案)



- 町の境界を道路や河川で区切ったとき、大字鏡島が一部残る。

新町名・町界（提案）



町界を岐阜環状線、市道鏡島193号線で区切って4つの新町を作ります。

3 住居表示の目的

今回住居表示をする意義

どんな時にも分かりやすく

- ▶ 住所が規則正しく並ぶように付くため、住所を聞けばどの位置か大体分かるようになる。

- ・初めて訪問する家でも訪問しやすい
- ・緊急車両もより早く向かえる
- ・郵便物がより正確に届くようになる
- ・**災害時**にもすぐに住所で位置が分かる
など

まちづくりが進む地域で住所の整備を行う

- ▶ 区域西側の鏡島中や南側の鏡島精華で住居表示を実施している。

今回の検討地域周辺で住居表示実施している。

住居表示を実施することで、鏡島地域全体が利便性の高い住所となり、住みやすく分かりやすい地域へ

4 住居表示における 住所の表し方

住所の表記例

現在：鏡島 1 2 1 7 番地 1

実施後：鏡島東二丁目5番9号

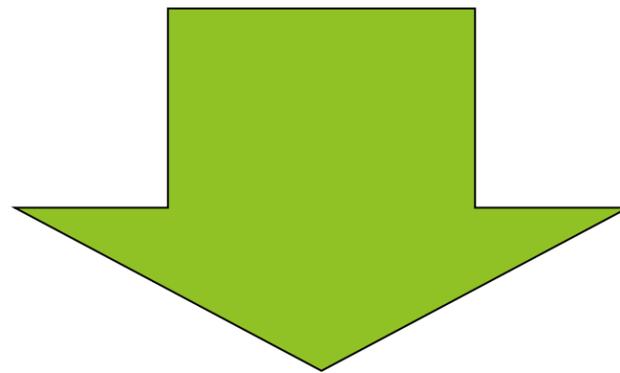
※「鏡島東」は仮称です。

住所、土地、本籍の変更例

住所	鏡島1217番地1 ↓ 住居表示実施後 鏡島東二丁目5番9号
土地	大字鏡島 _{字村前} 1217番1 ↓ 住居表示実施後 鏡島東二丁目5番6
本籍	鏡島1217番地1 ↓ 住居表示実施後 鏡島東二丁目5番

住居表示と自治会の範囲

住居表示により住所は変わりますが
自治会の範囲は変わりません。



自治会はいままでどおり
お付き合いしていただけます。

住居表示と校区の範囲

住居表示により住所は変わりますが
校区の範囲は変わりません。

住居表示における住所のつけ方

鏡島東二丁目 5番 9号

町

名

街区符号

住居番号

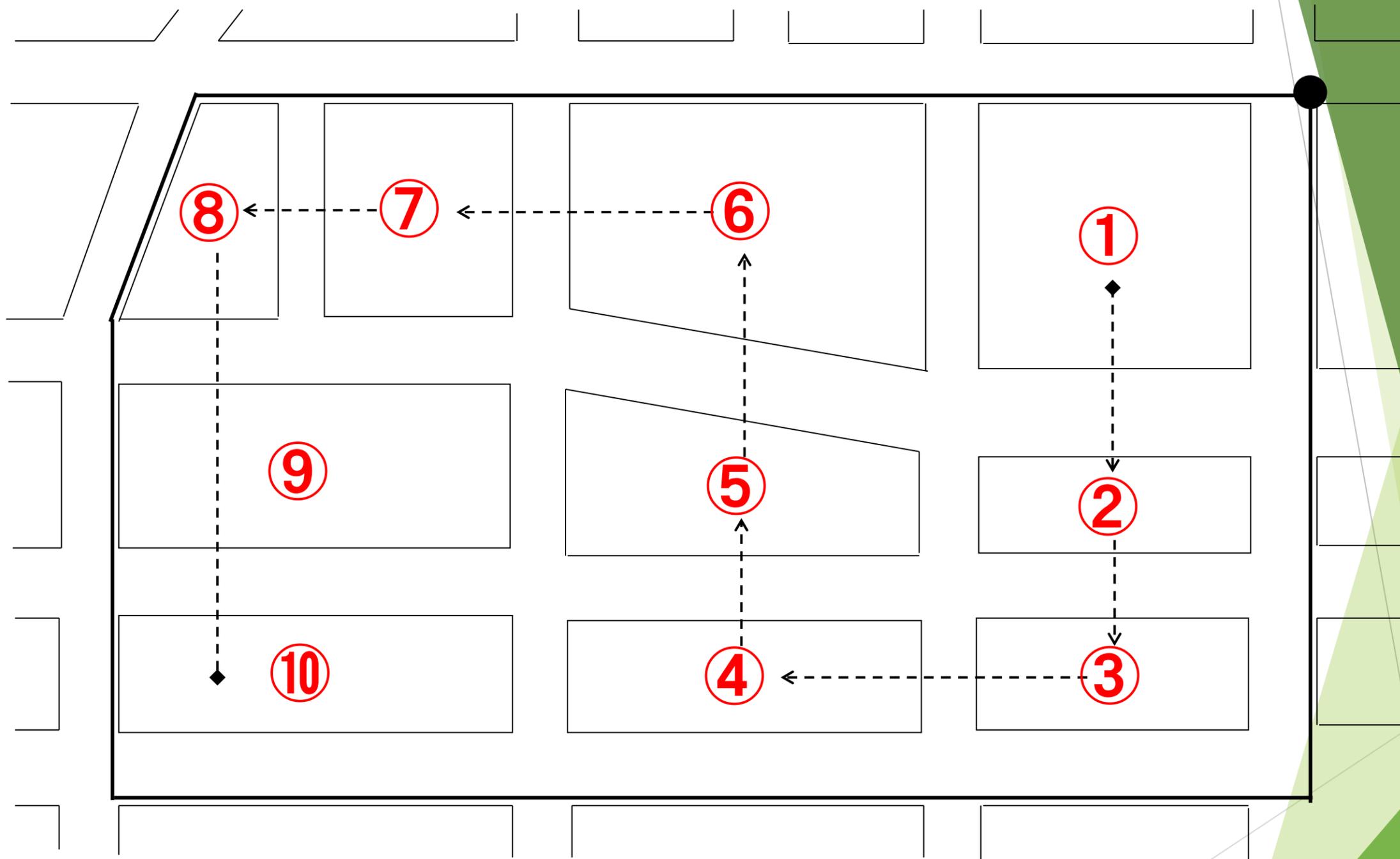
町名のつけ方

町名を決定

【町名案】

鏡島東二丁目

街区符号のつけ方



街区符号：①～⑩

(起点●から順序よく番号をつけます)

街区符号のつけ方

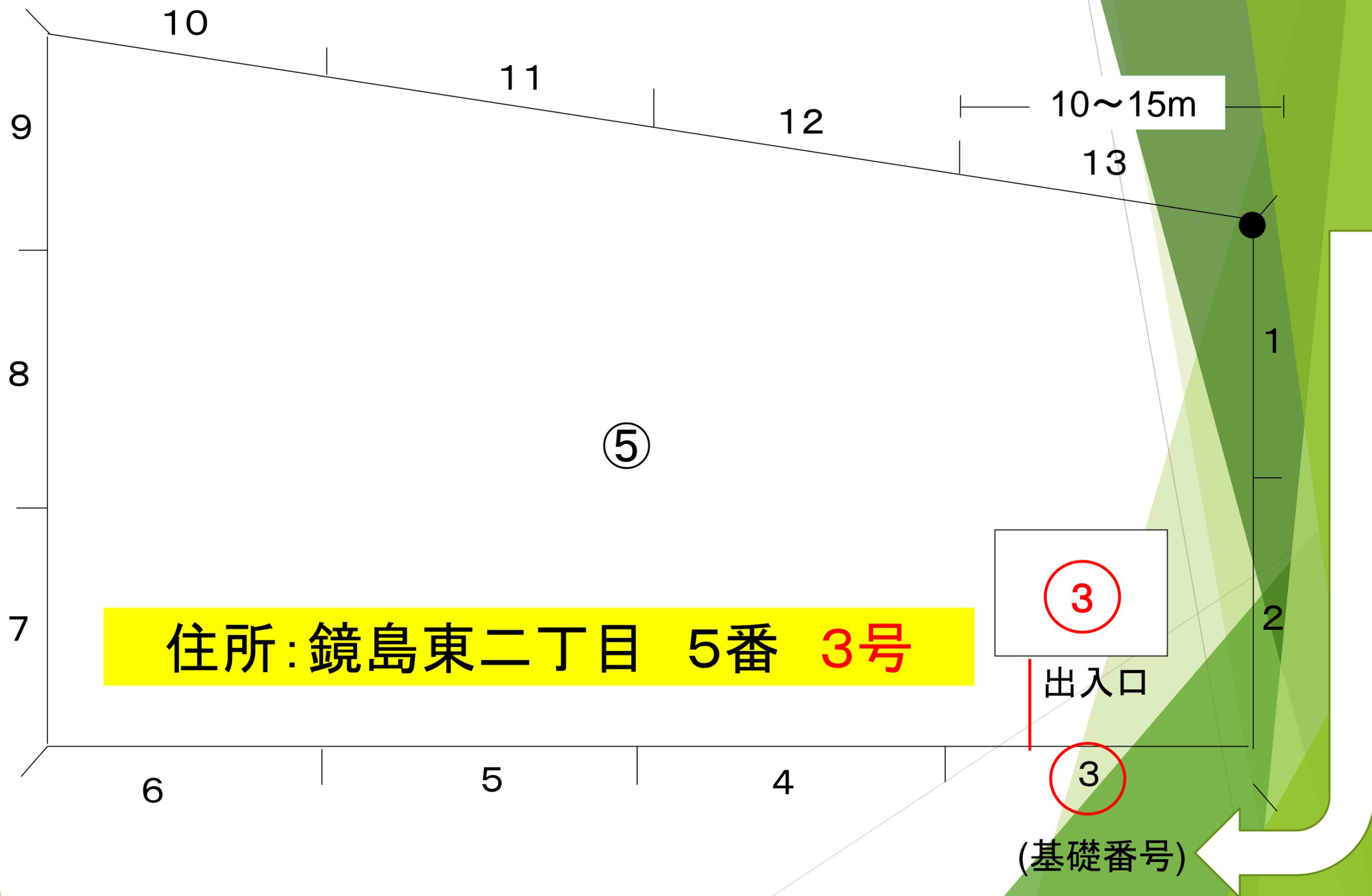
鏡島東二丁目5番



街区符号：①～⑩

(起点●から順序よく番号をつけます)

住居番号のつけ方

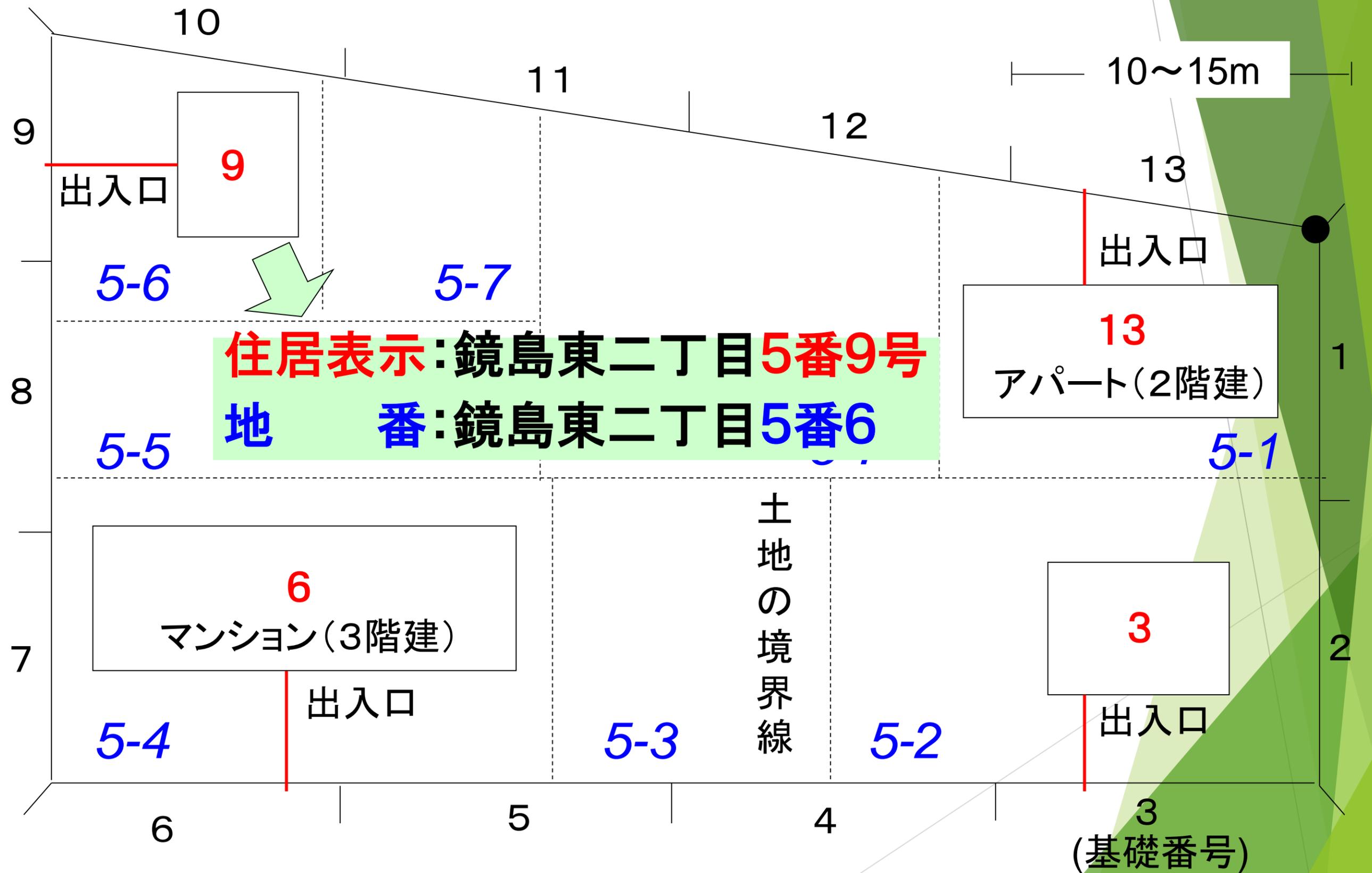


住居表示と地番は無関係

住居表示：お住まいの住居を表す番号

地番：土地を識別するための番号

住居表示と地番は無関係



5 住居表示実施 決定後の流れ

実施前の準備から実施、
実施後の手続きなど

今後のスケジュール（予定）

- ▶ 現在 ⇒ 住民説明会
- ▶ R6.12～R7.1 ⇒ 住居表示審議会を開催
- ▶ R7.4～5 ⇒ 区域等の告示（30日間）
- ▶ R7.6 ⇒ 市議会で議決（町名等決定）
- ▶ R7.8～11 ⇒ 現地調査
(新住所決定のため)
- ▶ R7.11～R8.1 ⇒ 新住所のお知らせ
住居表示実施について告示
- ▶ R8.2 ⇒ 住居表示実施

新住所のお知らせ（予定）

令和7年11月～12月には
新住所のお知らせを配る予定です。

そのほかに

- ▶ 新郵便番号のお知らせ（新郵便番号になる場合）
- ▶ 新住所お知らせ用はがき
- ▶ 住所変更手続きに関するパンフレット
- ▶ 住居表示新旧対照案内図
- ▶ 変更登記のしおり（協議予定）
- ▶ 運転免許証変更の案内と用紙（協議中）
- ▶ 運転免許証等特別受付の案内（協議中）

などを配付する予定です。

住居表示実施後の住所変更

手続きが**不要**なもの

- 住民票、印鑑証明、戸籍、戸籍の附票
- 登記簿(土地・建物)の表題部の所在欄
- 旅券(パスポート)の住所
- 国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、介護保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証等
- 125cc以下の自動二輪車及び小型特殊自動車
- 国民年金、厚生年金
- 岐阜市立の幼稚園、保育園、学校への届け出など

住居表示実施後の住所変更

手続きが**必要**なもの

- 運転免許証の住所欄、本籍欄
- マイナンバーカード
- 登記簿(土地・建物)の所有者の住所
- 法人登記(本店・主たる事務所、代表者の住所欄)
- 車検証
- 在留カード、特別永住者証明書
- 携帯電話、インターネット回線の契約等
- 生命保険、医療保険 など

※詳しくは令和7年11月～12月頃にお配り予定の住所変更手続きパンフレットに記載予定です。

運転免許証特別受付

- ▶ 住居表示で住所が変わった後に運転免許証の住所・本籍を書き換える特別受付をお近くの公民館若しくは市役所で行う予定です。（協議中）

- ▶ **運転免許証の住所変更**
- ▶ **住居表示証明書の発行**

詳しくは、令和7年11月～12月にお配りする予定の通知をご確認ください。

マイナンバーカード等特別受付

- ▶ 住居表示で住所が変わった後にマイナンバーカードの券面の住所変更等の手続きの特別受付を岐阜市役所、事務所等で行う予定です。

▶ マイナンバーカードの住所変更

**※マイナンバーカードはICチップの更新も行います。
変更手続きには暗証番号（数字4桁）が必要です。**

登記簿の所有者欄の住所変更

法務局にて、登記簿の所有者の住所の変更手続きが必要です。

手続きの際、住居表示変更証明書を提出することで、登録免除税が非課税となります。

※不動産登記法改正により、住所等の変更登記の申請が令和8年4月1日から義務化されます。令和8年4月1日より前の変更は、令和10年3月31日までに申請をしなければなりません。

東京都特別区南都町1丁目101 全部事項証明書 (土地)

表題部 (土地の表示)	複製 [並]	不動産番号	00000000000000
地図番号 [並]	境界特定 [並]		
所在	特別区南都町一丁目 [並]		
①地番	②地目	③地積㎡	原因及びその日付【登記の日付】
101番	宅地	300.00	不詳 [平成20年10月14日]
所有者	特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎		

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務局

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	令和1年5月7日 第807号	原因 令和1年5月7日全額消費貸付同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年7.6% (年3.65日割計算) 償還金 年14.5% (年3.65日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 佐藤 五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(附)2340号

共同担保目録			
記号及び番号	IA(附)2340号	調製	令和1年5月7日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目101番の土地	1	[並]
2	特別区南都町一丁目101番地 家屋番号 101番の建物	1	[並]

見

本



住居番号表示板

(各戸に取付)

- ▶ 各建物に設置する建物の住所を表したプレートです。

見本



街区表示板

(街区の角付近に最大 4 枚取付)

- ▶ 設置街区の町名や街区を表す看板です。



街区案内板

(区域内に設置)

- ▶ 住居表示実施区域全体が載った看板です。

見本

